

この書面では、ペット保険「どうぶつ健保ふぁみりい」に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)について説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、商品内容をご理解いただいた上でお申込みください。

●本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。「ペット保険普通保険約款および特約」がご契約の内容となりますので、詳しくは約款でご確認ください。また、ご不明な点や約款を参照される場合は、弊社ホームページをご覧ください。また、ご不明な点や約款を参照される場合は、弊社ホームページをご覧ください。また、ご不明な点や約款を参照される場合は、弊社ホームページをご覧ください。

マークのご説明

- 契** 契約概要 商品内容をご理解いただくために必要な事項です。
- 注** 注意喚起情報 ご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください。

1 ご契約前にご確認いただきたいこと

1 商品の仕組み **契**

この保険は、保険の対象となる家庭で飼養されているどうぶつ*1が、ケガ・病気*2によって診療を受けたことにより、被保険者が負担された診療費に対して保険金をお支払いします。

*1 どうぶつとは、約款上の「家庭どうぶつ」のことを指し、以下同様とします。 *2 ケガ・病気とは、約款上の「傷害または疾病」のことを指します。

2 補償内容 **契** **注**

保険金をお支払いする場合 被保険者が負担された通院・入院および手術*の診療費が、以下の両方にあてはまる場合は、その診療費に対して保険金を支払います。

- (1)ご契約のどうぶつがケガ・病気を被ったことによる診療費であること (2)保険期間中、かつ、日本国内での診療による診療費であること
- 支払われる保険金の計算方法は「**6**引受条件」をご確認ください。

- *各診療の形態について
- 通院** 診療が必要な場合に、どうぶつを動物病院に通わせ、診療を受けることをいいます。
 - 入院** 自宅等での治療が困難なため、どうぶつを動物病院内にて、常に獣医師の管理下において治療に専念させることをいいます。(静脈点滴を伴う治療、酸素室を使用する治療、抗がん剤の治療等の行為をいい、契約者、被保険者都合のお預かりは含みません。)
 - 手術** 診療を目的とし、器具および全身麻酔を用いて、患部または必要部位に切除、切開等を行うことをいいます。(縫合のみの場合は含みません。)全身麻酔下での歯科処置、整形外科疾患の非観血処置および食道、胃等における異物除去目的のための内視鏡を用いた処置も含むものとします。

保険金をお支払いできない主な場合 この保険では、次に掲げる事由によって生じたケガ・病気等に対しては、保険金をお支払いしません。 ※すべてを記載しておりませんので、「ペット保険普通保険約款および特約」でご確認ください。

契約者・被保険者の行為によるもの	予防費用等
● 契約者、被保険者による故意または重大な過失、被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為が原因で生じたケガ・病気等	● マイクロチップの装着費用 ● 予防目的の診療費(狂犬病予防接種、ワクチン接種、フィラリア予防、ノミ・マダニの寄生予防等) ※駆虫等の治療目的で予防薬を使用する場合であっても、持ち帰りは保険の対象外となります。
自然災害によるもの	検査・代替医療等
● 地震、噴火またはこれらによる津波(風水害等を含む)が原因で生じたケガ・病気	● 健康診断費用、症状を伴わない血液検査・糞便検査費用等 ● 中国医学(鍼灸を除く)、ホメオパシー、酸素療法、理学療法(リハビリテーション)等代替療法、減感作療法等
既往症・先天性異常等	健康食品・医薬部外品等
● ご契約の始期日より前に被っていたケガおよび発症していた病気・先天性異常、ならびに待機期間中に発症していた病気・先天性異常等 ● 後日、お届けする「どうぶつ健康保険証」の特記事項欄に記載のケガおよび病気・先天性異常等	● 動物病院で処方される療法食等(ただし、入院中の食餌を除く) ● 獣医師が処方する医薬品医療機器等法上の医薬品以外のもの(健康補助食品(サプリメント)、医薬品指定のない漢方薬、医薬部外品、日本で未承認の薬剤を輸入して処方された場合等) ● 持ち帰りのシャンプー、イヤークリーナー等(薬用・医薬品を含む) ※承認されている消毒薬等の医薬品であっても、皮膚洗浄目的で使用される製品は、シャンプーとして保険の対象外となります。
妊娠・出産にかかわる費用等	治療付帯費用等
● 交配、妊娠、出産、早産、帝王切開、流産、人工流産ならびにそれらによって生じた症状およびケガ・病気等	● 時間外診療費、往診料、文書作成料等 ● ペットホテルまたは預かり料 ※治療中であっても契約者、被保険者都合のお預かりの場合は保険の対象外となります。 ● カウンセリング料、指導料等 ● 安楽死、遺体処置等
(保険制度運営上)ケガ・病気にあたらぬもの等	
● 去勢(停留睪丸による去勢を含む)、避妊手術等 ● 乳歯遺残、停留睪丸、睫毛乱生、涙やけ、臍(サイ:へそ)ヘルニア、そけいヘルニア等 ● 歯石取り、過長歯に起因するすべての処置(不正咬合を含む)、肛門腺しぼり等 ● 耳掃除、爪切り(狼爪(ろうそう)の除去を含む)、断耳、断尾等	
ワクチン等の予防接種により予防できる病気	
● ワクチン等の予防措置により予防できる病気(ただし、予防措置の有効期間内である場合および獣医師の判断により、予防措置を講じることができなかったと認められる場合を除く)	

など

3 主な特約とその概要 **契**

特約名	特約の概要
継続契約特約	すべてのご契約に適用される特約です。特段のお申し出がない限り満期後は、原則自動的に契約は継続されます。
特定傷病除外特約	保険証券等に記載の特定のケガおよび病気・先天性異常に関する診療費を、保険金の支払いの対象としない場合に適用されます。
ペット賠償責任特約	別に定める特約保険料をお支払いいただくことにより適用されます。ご契約のどうぶつが起こした咬みつき、引っかき等の加害事故によって、他人の身体や財物に損害を与え、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じた場合、1事故につき保険証券等記載の支払限度額の範囲内で補償します。 ※保険契約の途中での付帯、削除はできませんので継続時にお手続きください。

- 1事故につき、3,000円を自己負担額とします。
- 保険金をお支払いできない主な場合
 - ・同居の親族に対する損害賠償責任
 - ・どうぶつを使用して対価を得る職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 など

※詳しくは「ペット保険普通保険約款および特約」でご確認ください。

4 補償の重複

補償内容が同様の保険契約（ペット保険以外の保険契約に付帯される特約や弊社以外の保険契約を含む）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複している保険契約がある場合、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、要否をご判断いただいた上で、お申込みください。

※「どうぶつ健保ふぁみりい」同士の重複契約はできません。

（補償が重複する可能性のある主な特約）

	ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
1	ペット賠償責任特約	自動車保険等の個人賠償責任特約
2	入院および手術のみの支払特約 （「どうぶつ健保ふち」）	ペット保険（弊社の他のペット保険含む） （「どうぶつ健保ふぁみりい」等）



弊社の別の商品との重複契約の場合には、同一の診療費に対して、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われませんのでご注意ください。

5 保険期間と保険責任

始期	保険料（月払の場合は初回保険料）をクレジットカードによりお支払いいただいた日の1ヶ月後（翌月の同じ日*）の0時 *31日などで同じ日がない場合は翌々月1日の0時
満期	始期日の1年後の応当日前日の24時 ただし、応当日がない場合は、その月の末日の24時

保険期間は1年間となり、保険責任は、保険始期日の0時に始まります。



初年度契約（2年目以降の継続契約を含みません。）に限り、病気が保険の対象とならない以下の待機期間があります。

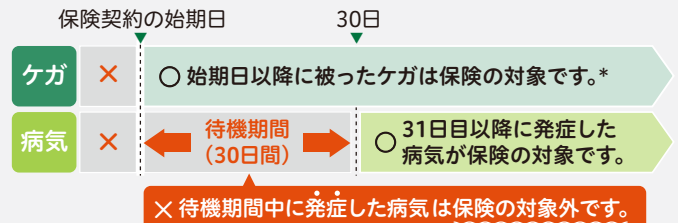
待機期間について

「どうぶつ健保ふぁみりい」は、初年度契約に限り、**保険契約の始期日から30日間の「待機期間」**があります。

待機期間中に発症した病気は、待機期間終了後も保険の対象となりません。

※始期日前のケガ・病気は保険の対象となりません。

*待機期間中にケガを被り、診療を受けた場合、対応病院の窓口での精算はできませんので、直接弊社へ保険金をご請求ください。



6 引受条件

保険金の限度額について

ご契約のどうぶつケガ・病気に、保険の対象となる診療費に支払割合を乗じた額をお支払いします。ただし、次のとおり通院・入院・手術といった診療形態ごとの1日（1回）あたりの支払限度額および限度日数（回数）を上限とします。

	支払割合 70% 支払限度額と限度日数（回数）	支払割合 50% 支払限度額と限度日数（回数）
通院	1日あたり最高14,000円まで ※1年間にご利用できる日数は20日までです。	1日あたり最高10,000円まで
入院	1日あたり最高14,000円まで ※1年間にご利用できる日数は20日までです。	1日あたり最高10,000円まで
手術	1回あたり最高140,000円まで ※1年間にご利用できる回数は2回までです。	1回あたり最高100,000円まで



支払割合の変更について

- 支払割合の変更は、継続時に限り行うことができますが、保険期間の途中では変更できません。
- 継続時に、支払割合の引き上げ（50%から70%へ変更）を希望される場合は、弊社の定める審査基準において審査をさせていただきます。審査結果により支払割合を70%へ変更できない場合があります。

- 同日に複数回通院した場合、通院日数は1日とみなします。この場合は、保険の対象となる診療費を合算の上、1日の支払限度額を上限として保険金を計算します。
- 入院日数のカウント方法は、例えば2泊3日であれば入院3日となります。
- 手術は通院もしくは入院（日帰り入院を含む）がセットとなり、それぞれ上記支払限度額が適用されます。
→ 例えば、2泊3日の入院中に手術を1回した場合は、入院3日に手術1回の支払限度額を合算して適用します。

7 保険料に関する事項

● 保険料は、どうぶつの種類・品種・年齢および支払割合より決定されます。また、「基本保険料表」記載の保険料は、契約時点での基本保険料です。2年目以降は、どうぶつの年齢が1歳上がるごとに基本保険料も原則、ご契約継続の時点で毎年上がります。ただし、鳥の保険料は一律です。満期前に書面にてご案内いたしますのでご確認ください。

8 どうぶつ健活について

「どうぶつ健保ふぁみりい」には、腸内フローラ測定サービスが無料で付帯されています。保険契約の始期日後に書面にてご案内いたしますのでご確認ください。※弊社専用サイト「けんかつくん」への登録が必要となります。

また、上記腸内フローラ測定を行った結果、弊社データから判断し健康診断の受診をおすすめする場合、弊社指定の動物病院での健康診断が無料で受診できます。（ただし、犬・猫に限りです。）健康診断対象となった場合、測定完了後にご案内いたしますのでご確認ください。

※詳しくはご契約後にお届けする「どうぶつ健康保険証」に同梱の「利用規約」をご確認ください。

2 ご契約時にご確認いただきたいこと

1 クーリングオフ制度(契約申込みの撤回等について) △ 注

弊社ではクーリングオフのお手続きを次のとおり受付けております。

- ① お手続期間/「お客様がご契約を申込みされた日」または「締結前交付書面としての重要事項説明書を受領された日」のいずれか遅い日を起算日として8日以内であれば、クーリングオフを行うことができます。
- ② クーリングオフされる場合/上記期間内に必ず、右図のような書面を郵送(8日以内の消印有効)いただくか、弊社ホームページ掲載のお申し出フォーム(<https://www.anicom-sompo.co.jp/coolingoff/>)で通知(8日以内の発信日有効)してください。なお、ご契約を申込みされた代理店では、クーリングオフのお申し出を受付けることはできません。
- ③ 保険料の返還/クーリングオフされた場合は、既にお支払いになった保険料をお客様に返還します。また、弊社および弊社代理店はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。



クーリングオフのお申し出時点で、既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにお申し出された場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。

記入必須事項

① ご契約をクーリングオフする旨の記載 (例) 下記の保険契約をクーリングオフします。 ② 契約者の住所、氏名、捺印もしくはフルネームサイン、電話番号 ③ 申込日 ④ ご契約を申込みされた保険の内容・証券番号、どうぶつの種類と品種 ⑤ ご契約を申込みされた弊社代理店名	〒160-8352 東京都新宿区西新宿8-17-1 住友不動産新宿グラントタワー39階 アニコム損害保険株式会社 業務管理部 事務サービス課 クーリングオフ係 行
---	--

2 ご契約者および被保険者 △ 注

次のとおりとなりますので、ご確認ください。

ご契約者	ご契約の申込みをする方をいい、保険料を支払う義務のある方をいいます。なお、未成年の方(既婚の方を除きます。)の場合は、あんしんサービスセンターまでお問い合わせください。
被保険者	保険の補償を受けられる方をいいます。被保険者を指定された場合には、ご契約者が被保険者に含まれない場合がありますのでご注意ください。保険証券等記載の被保険者(以下、「本人」といいます。)のほか次の方が被保険者となります。ただし、ペット賠償責任特約の場合には、責任無能力者は含まれません。 ・本人の配偶者(注) ・本人または配偶者と生計を共にする同居の親族 ・本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子 (注) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。 ※以下の要件を全て満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚姻とは異なります。 ① 婚姻意思*を有すること ② 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

ご契約者および被保険者は**反社会的勢力に該当しないことが申込条件です。**

保険契約者、被保険者が次の反社会的勢力のいずれかに該当すると認められた場合には、ペット保険普通保険約款に基づき、保険契約は解除されます。

- ①暴力団 ②暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む) ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業その他反社会的勢力

3 告知義務等 △ 注

告知事項が事実と異なる場合は、保険金をお支払いできなかつたり、ご契約を解除、取消または訂正することがあります。特に以下のような事項については十分にご注意ください。

- (1) ご契約のどうぶつの種類、品種、保険契約の始期日時点での満年齢
- (2) ご契約のどうぶつの過去のケガ・病気の履歴および現在の健康状態(健康状態などにより、特定のケガ・病気をお支払いの対象としない条件でお引受できる場合や、契約のお引受ができない場合があります。)
- (3) 他のペット保険契約等の有無 など

「告知義務」とは

保険制度は、多数の人々が保険料を出し合って、相互に扶助する制度です。

したがって、初めから健康状態が悪い場合などについても無条件にお引受をすると、ご契約者間の公平性が保たれません。お客様には、ご契約時に弊社が申込書および告知書でおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお申し出いただく義務があります。

4 保険料の支払方法・払込方法 ■ 契

支払方法	クレジットカードでのお支払いとなります。	払込方法	年払(保険料の全額を1回で払い込み)と月払(12分割して払い込み)があります。
------	----------------------	------	---

※月払の基本保険料は、年払の基本保険料に対し、10%割増を適用し12分割したものです。(10円未満四捨五入)

5 保険料をお支払いいただくスケジュール ■ 契

初回保険料	保険契約のお申込時にお支払いいただきます。(月払の場合は12分割した2回分の保険料)
月払の2回目以降保険料	始期日の属する月の翌月以降10ヶ月間は1回ずつ保険料を順月でお支払いいただきます。(利用日は毎月1日となります。)

(例) 10月1日申込日(11月1日が始期日)の場合

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
月払	2/12	—	1/12	1/12	1/12	1/12	1/12	1/12	1/12	1/12	1/12	1/12



保険料のお支払いが遅れた場合

万が一、スケジュールどおり保険料をお支払いいただけない場合は、始期日より後であっても、保険料のお支払い前にどうぶつが被ったケガ・病気による診療費に対し、保険金をお支払いできない場合もありますのでご注意ください。

6 保険料の払込期日 △ 注

払込期日	払込期日とは、保険証券等に記載された保険料のお支払いに関する期日をいいます。この期日までに保険料を払い込みください。 ・初回保険料の払込期日=保険契約の始期月の末日 ・第2回目以降の月払保険料の払込期日=保険契約の始期月の翌月末日であり、以降毎月末日
保険料の払込猶予期間	払込期日からその日の属する月の翌月末日までは、保険料の払込猶予期間となります。この期間内に保険料を払い込みいただければ保険契約自体は有効となりますが、この期間内においては対応病院の窓口で精算はできません。

払込猶予期間を過ぎても保険料をお支払いいただけなかった場合には、保険契約は解除され保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

7 現在のご契約を解約することを前提とし新たにお申込みいただく際のご注意 注

- 現在のご契約について解約などをされる場合の不利益事項
返還される保険料があっても、多くの場合払い込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。
- 新たな保険契約をお申込みされる場合のご注意事項
 - 新たにお申込みをいただく場合には、再度、告知が必要となります。その結果、どうぶつの健康状態によっては新しいご契約をお引受できない場合や、特定傷病除外特約が適用となる場合があります。
 - 新たにお申込みいただく保険契約の始期日より前に被っていたケガおよび発症していた病気等、ならびに待機期間中に発症した病気については保険金をお支払いできません。待機期間終了前に現在のご契約を解約すると、補償がない期間が発生しますのでご注意ください。

8 ご契約内容の変更について 注

ご契約後に右の事由が生じたときは、弊社までご連絡ください。

- ご契約者が住所を変更されたとき
- ご契約者が死亡されたとき
- 保険期間の途中でご契約のどうぶつを譲渡されるとき
- ご契約のどうぶつが死亡したとき

3 ご契約後にご確認いただきたいこと

1 解約と返還保険料 契 注

ご契約を解約される場合は弊社までお申し出ください。解約の返還保険料は右表のとおりです。

年 払	次の計算式にて算出される返還保険料を、ご契約者に支払います。 (式) 返還保険料 = 年払保険料 × 未経過期間に対応する日割
月 払	未経過期間に対応する分の月払保険料は請求しません。ただし、既経過期間に対応する月払保険料のうち払い込みをいただいていない保険料がある場合は、その分を請求します。

- 契約内容および解約の条件によっては、弊社の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求することがあります。
- 返還される保険料があっても、多くの場合払い込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。
- 保険料の払込方法が月払の場合、解約された月の翌月以降も引落としが発生することがあります。

2 契約の失効 注

ご契約のどうぶつが死亡した場合は、保険契約は失効となりますので、弊社までお申し出ください。この場合の返還保険料は右表のとおりです。

年 払	次の計算式にて算出される返還保険料を、ご契約者に支払います。 (式) 返還保険料 = 年払保険料 × 未経過期間に対応する日割
月 払	次の計算式にて算出される返還保険料を、ご契約者に支払います。 (式) 返還保険料 = 既払込保険料 - (月払保険料 × 12) × 既経過期間に対応する日割

3 重大な事由による解除 注

この保険では、右のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約を解除することがあります。

- 保険契約者、被保険者が保険金を支払わせる目的で契約どうぶつにケガ・病気を被らせ、または被らせようとした場合
- 保険契約者、被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- 被保険者が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合
- 上記のほか、(1)から(3)と同等に弊社の信用を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

4 ペット賠償責任特約を適用したご契約の場合 注

事故が起こった時の手続きについて

ご契約のどうぶつが他人に咬みついたり引っかいたりする等の事故が発生した場合は、すみやかに弊社までご連絡ください。事故にかかわる相手方との示談交渉は、必ず事前に弊社へご相談の上進めてください。ご不明な点は、ホームページをご覧ください。直接弊社までお問い合わせください。

4 その他 ご注意いただきたいこと

1 重要 2年目以降のご契約継続について 契 注

弊社の商品の保険期間は1年間ですが、ご契約には「継続契約特約」が適用されていますので、解約等のお申し出がない限り満期後は、原則ご契約は自動的に継続となり、終身ご継続いただけます。



- ご契約者または弊社より別段の意思表示があった場合には、ご契約は継続となりません。
- 自動的にご契約が継続とならない場合や、商品改定により保険料、補償内容などが変更となる場合があります。

お手続きについて

満期日の約3ヶ月前に次年度の継続契約のご案内をお届けしますので、契約内容の変更がある場合や、継続を希望されない場合等は、その際に必ずお申し出ください。お申し出がない場合、ご契約プラン、支払方法、払込方法、ペット賠償責任特約の有無等を前年のご契約と同条件で引受させていただきます。

(スケジュール例) 10月1日が始期日の場合



継続時の保険料について

- 2年目以降は、どうぶつの年齢が1歳上がるごとに基本保険料も原則、ご契約継続の時点で毎年上がります。ただし、鳥の保険料は一律です。
- 始期日時点で年齢が満0歳の混血犬(ミックス犬)は、次年度の継続契約のご案内前に体重確認をさせていただき、申告体重に基づき次年度の保険料をご案内いたします。

多頭割引について

次年度の継続契約手続き時に改めて契約頭数を確認の上、適用します。

健康割増引制度について

保険の利用状況によって割増引を適用します。割増引率と判定期間については以下のとおりとなります。

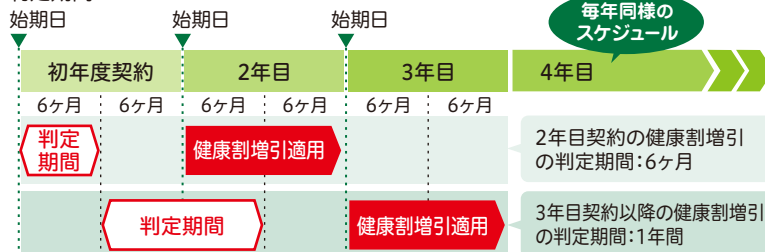
通院・入院日数/手術回数	0回	1~5回	6~19回	20~39回	40回以上
割増引率	10%割引	5%割引	割増引なし	20%割増	50%割増

※左記の割増引率は将来変更となる場合があります。実際に適用となる割増引率については、「継続契約申込書」でご確認ください。

● 回数のカウント方法

- ・対応病院の窓口で精算した場合：保険を利用した診療日
 - ・弊社へ直接保険金を請求した場合：弊社にて請求を受けた日
- が判定期間に含まれている場合、通院1日、入院1日、手術1回をそれぞれ1回としてカウントします。
- 〈例1〉入院2泊3日の間に手術1回となった場合は、4回とカウントします。
- 〈例2〉同日に2回通院した場合は、1回とカウントします。

● 判定期間



ご注意 保険金が支払われた場合は、支払の取下げをお受けできませんのでご了承ください。

② 保険金の請求について **契** **注**

直接弊社へ保険金を請求する際は、保険金の請求に必要な書類を診療日(入院の場合は退院日)から30日以内にご提出ください。「どうぶつ健保」対応病院にて「どうぶつ健康保険証」を提示して診療を受けられた場合は、被保険者等に代わってその対応病院が弊社へ保険金を請求、受領することとなります。

③ 保険金をお支払いする時期 **契** **注**

直接弊社へ保険金を請求された場合、請求に必要な事項が記載されたすべての書類が到着した日から、その日を含めて30日以内に被保険者のご指定口座に保険金をお支払いします。ただし、保険金のお支払いにあたり30日を超えて特別な調査が必要となる右記の場合につきましては、それぞれの日数を経過する日までに保険金をお支払いします。

保険金の算出に必要な事項等を確認するために、動物病院等による診断等の結果について照会が必要となる場合	90日
災害救助法が適用された地域における保険金の算出に必要な事項等の調査が必要となる場合	60日

④ 「保険証券」の発行について **注**

保険契約の締結時の書面として、「ご契約内容のお知らせ 兼 意向確認書(控)」・「どうぶつ健康保険証」をお届けします。また、マイページから「Web保険証券」の閲覧・ダウンロードもできます。

※保険証券の発行が必要な方は弊社までお申し出ください。

⑤ 保険料控除について **契**

保険料控除の対象にはなっておりませんのでご注意ください。

⑥ 満期返れい金・契約者配当金に関する事項 **契**

この保険には満期返れい金および契約者配当金はありません。

⑦ 保険会社破綻時の取扱い **契** **注**

引受保険会社である弊社の経営が破綻した場合等には、保険金、返還保険料の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。このペット保険「どうぶつ健保ふありい」は、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となっており、万が一弊社が経営破綻した場合の保険金、返還保険料は原則として80%(経営破綻後3ヶ月以内に発生した保険事故にかかる保険金は100%)補償されます。

ホームページでのお問い合わせは

<https://www.anicom-sompo.co.jp/>

お電話でのお問い合わせは

商品案内(あんしんサービスセンター)

0800-888-8256

受付時間：平 日 9:30~17:30

意見・苦情(お客様相談センター)

0800-111-1091

土日・祝日 9:30~15:30

※サービス向上のため、通話内容を録音させていただきます。

注 保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 **そんぽADRセンター** **ナビダイヤル(有料)** **0570-022808** 受付時間：平日 9:15~17:00 (12月30日~1月4日を除く)

※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は、適用されませんので、ご注意ください。

詳しくは、日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/)

◆ 個人情報の取扱いに関するご案内 **注**

弊社は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)を保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、以下(1)から(4)の利用・提供を行うことがあります。なお、センシティブ情報の利用目的は、法令により業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- (1) 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
- (2) 契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をする上での参考とするために、個人情報を他の損害保険会社(少額短期保険業者を含みます。)または、日本損害保険協会等と共同して利用すること
- (3) 弊社とアニコムグループ各社との間で各社の商品・サービス等の開発・提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
- (4) 再保険引受会社等における再保険契約の締結、継続・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること

弊社およびアニコムグループ各社における個人情報の取扱い、アニコムグループ各社の範囲、アニコムグループ内における個人情報の管理責任者および各種商品やサービスの一覧などについての詳細は、弊社ホームページ (https://www.anicom-sompo.co.jp/) をご覧ください。

※共同利用を行うアニコムグループ各社から、海外子会社は除きます。